

議案第3号

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例

かすみがうら市手数料条例（平成17年かすみがうら市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1 戸籍法に基づく証明等に関する手数料の部 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項証明の交付の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項証明」を「戸籍証明書」に改め、同項の次に次のように加える。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項	1件	400
--	----	-----

<p>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
---	--	--

別表第1 戸籍法に基づく証明等に関する手数料の部除籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項証明の交付の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍の記録事項証明」を「除籍証明書」に改め、同部除籍に記載した事項に関する証明の交付の項の次に次のように加える。

<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>1件</p>	<p>700</p>
--	-----------	------------

別表第2（2）の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,

000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和6年3月1日から施行する。